

【重要】

最新状況に基づき、これまでお示した点も含め、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を改めて取りまとめました、関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年3月31日

各国公立大学
各国公立高等専門学校 } 担当課 御中

文部科学省 高等教育局

新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に関し、世界的な変異ウイルスの蔓延や国内外の感染状況を踏まえ、政府は、水際対策強化に係る新たな措置として、入国時の防疫措置の更なる強化や、レジデンス・トラック及びそれに準ずる枠組みによる全ての国・地域からの外国人留学生等の新規入国の一時停止の継続を決定しております。

ついては、最新状況に基づき、これまでお示した点も含め、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を改めて取りまとめましたので、各大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）におかれては、引き続き適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、本事務連絡に引用している URL（各府省庁が発信するホームページ）等より最新の情報を随時把握するようにお願いします。

記

1. 日本人留学生等に対する危機管理情報の提供について

(1) 感染症危険レベル情報等

3月30日現在、外務省は、感染症危険情報レベルについて、世界152か国・地域に対し、レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））、そして、レベル3の国・地域を除く、全世界に対し、レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出しています。（参照：表1）

また、世界各国において、変異ウイルスの感染者が多数報告されており、感染が報告

される国・地域も拡大傾向にあります。当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域等に対し、外務省及び厚生労働省が都度、「変異ウイルスの感染者が確認された国・地域」として指定し、厚生労働省ホームページにおいて公表しております^{*1}。更に、外務省及び厚生労働省は、このうち、26か国（※3月26日現在）を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」として指定し、厚生労働省ホームページにおいて公表しております^{*2}。

※ 3月26日現在、「流行国・地域」に指定されているのは以下の26か国：

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン、ウクライナ、フィリピン

⇒ 必ず、最新の情報を厚生労働省ホームページからご確認ください^{*2}。

各大学等においては、海外大学等に在留する学生等がいる場合には、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、最新情報の収集と感染予防に万全を期すよう、学生等に対する周知をお願いします。また、新たな渡航については慎重に検討するとともに、現地の状況を踏まえつつ、該当国・地域に現に在留する学生等の安全確保の対応方策についてご検討願います。対応方策の策定等に当たっては、「大学等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」^{*3}（以下、「ガイドライン」という。）等を参考に、必要な対応を検討いただきますようお願いいたします。

また、学生等が一時帰国・帰国する際には、予め1.（3）の入国時の防疫対策等について十分に理解できるよう、対象者への必要な情報提供と周知をお願いします。

表1：各国・地域の感染症危険情報含む危険情報レベル（3月30日現在）

※最新情報は海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）にて御確認ください。

(1) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

地域	国・地域
アジア	インドネシア、フィリピン、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、ブータン、ミャンマー
北米	カナダ、米国
中南米	エクアドル、ドミニカ国、チリ、パナマ、ブラジル、ボリビア、アンティグア・バーブーダ、セントクリストフ

	<p>アー・ネービス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー、ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ、アルゼンチン、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ、スリナム、パラグアイ、ベネズエラ、トリニダード・トバゴ、ベリーズ</p>
欧州	<p>アルバニア、アルメニア、英国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スロバキア、セルビア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ウクライナ、ベラルーシ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ジョージア、ウズベキスタン</p>
中東	<p>イスラエル、エジプト、トルコ、バーレーン、イラン、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、アフガニスタン、イラク、レバノン、パレスチナ、ヨルダン</p>
アフリカ	<p>コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ、ジブチ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ、アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア、ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア、エチオピア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、南スーダン、ルワンダ、レソト</p>

(2) レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

上記(1)以外の全世界

- ※1 「国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000758469.pdf>)
- ※2 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域への指定について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000755165.pdf>)
- ※3 「大学等における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm)

(2) 日本からの渡航者や日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

各国・地域が行っている入国制限措置や行動制限の中には、日本からの渡航者（本邦に在留している外国人留学生含む）や日本人が対象に含まれているものがあります。外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については、外務省海外安全ホームページ^{※4}にてご確認ください。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、外務省ホームページに掲載されている内容から更に変更されている可能性もあります。海外への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

※4 外務省海外安全ホームページ

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

1. (1) 及び (2) に関しては、今後留学することを希望している学生に対しても、こうした状況を幅広く共有するとともに、留学しようとする国・地域の設定や留学開始時期をはじめ、留学計画の内容について十分検討するよう周知をお願いします。もし渡航する場合は、感染の地理的拡大の可能性に注意し、現地の状況が悪化する可能性も念頭に置き、各国の出入国規制や検疫措置の強化に関する最新情報を確認し、感染予防に万全を期してください。

(3) 帰国後の検疫

日本人・外国人を問わず、全ての国・地域から入国される全ての方には、入国の前後で以下の対応が求められます（3月17日現在）。

- 出国前に、入国（検体採取日）の次の日から起算して14日間待機する滞在場所と、到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること
- 出国前72時間以内の検査証明を取得すること ※注1
- 入国時に、新型コロナウイルスの検査を受けること
- 検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機すること
 - * 到着から検査結果判明までは通常1～3時間程度。ただし、再検査をする等、状況によって到着の翌日に判明する場合は、その後、入国の手続きとなる。
- 新型コロナウイルス変異株流行国・地域（参照：「(1) 感染症危険レベル情報等」）に過去14日以内の滞在歴がある方は、検疫所の確保する宿泊施設等で入国後3日間の待機の上、3日目（場合によっては6日目）に検査を受けること ※注2
- 入国時に、誓約書を提出すること※5
- 所持している端末に厚生労働省が指定する接触確認アプリ（COCOA）及びビデオ通話アプリが導入可能か事前に確認するとともに、入国時にスマートフォンを携帯すること※6
- 入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録すること
- 到着する空港等から、公共交通機関を使用せずに移動し、検疫所長が指定する場所（自宅等）で入国（検体採取日）の次の日から起算して14日間待機すること

【注意】

検疫における新型コロナウイルスの検査結果が陰性でも、入国の次の日から起算して14日間は、公共交通機関を使用せず、学生自身又は大学等で確保した滞在場所で待機することが要請され、保健所等による健康確認の対象となります。誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、氏名や、感染拡大防止に資する情報が公開され得ることがあります。

注1) 検疫官により、陰性証明が無効と判断された方は、検疫所が確保する宿泊施設等で待機いただきます。入国の次の日から起算して3日目に検査を行い、陰性と判定された場合、位置情報の保存等の誓約をいただき、入国の次の日から起算して14日間までの残りの期間を自宅等で待機いただくこととなります。また、令和3年3月19日より、検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。有効な検査証明の条件については、厚生労働省ホームページ※7をご確認ください。

注2) 3日目の検査で陰性と判定された方は、位置情報の保存等の誓約をいただき、入国の次の日から起算して14日間までの残りの期間を自宅等で待機いただくことになります。なお、検疫官により、検査証明が無効と判断された方については、3日目に加えて、6日目にも検査を実施する。両日陰性と判定された場合、位置情報の保存等の誓約をいただき、入国の次の日から起算して14日間までの残りの期間を自宅等で待機いただくことになります。

各大学等におかれましては、該当国・地域に在留する日本人留学生等に対して、上記の情報を周知及びルールへの遵守に関する適切な御指導へのご協力をいただくとともに、必要に応じて、帰国する際のサポート等のご協力をお願いします。

こうした情報については、文部科学省ホームページにおいても、学生の皆さんへの注意喚起を図っています^{※8}。水際対策の抜本的強化の検疫に関する取組の詳細については、厚生労働省ホームページ^{※9※10}をご覧ください。

※5 「誓約書の提出について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

※6 「スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

※7 「検査証明書の提示について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

※8 「世界各国に留学中の日本人学生の皆さんへ」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm)

※9 厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanren_kigyuu_00001.html)

※10 厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

2. 日本人留学生への奨学金支給に関する取扱いについて

学生向けの情報提供として、「海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて」^{※11}を公表しております。

独立行政法人日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症に起因してプログラムの変更等が必要となった日本人留学生の取扱いについて柔軟な対応を行うこととしていますので、同機構の奨学金制度である「海外留学支援制度」、「トビタテ！留学 JAPAN

日本代表プログラム」に携わられている大学等におかれましては、同機構から発信する情報をご確認の上、学生に周知いただくとともに、個々の学生の状況に応じ、同機構又は文部科学省とも連携の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、「海外留学支援制度（協定派遣型）」及び「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」においては、学生の身の安全確保の観点から、現在、感染症危険情報を含む危険情報レベルが2以上である国・地域への渡航に対する支援は行っていないところですが、国内外の感染状況を見極めながら、早期の渡航支援の再開に向けて検討しているところです。

※11 【海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて】
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm)

※12 【海外留学支援制度】（学部学位取得型手続の手引き 大学院についても近日中に掲載予定）
(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship/gakubu/_icsFiles/afieldfile/2021/03/17/2021g_tebiki.pdf)

【トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム】

(<https://tobitate.mext.go.jp/news/detail.html?id=203>)

3. 新規渡日予定の外国人留学生への情報提供等について

政府は、レジデンス・トラック及びそれに準ずる枠組みによる全ての国・地域からの外国人留学生等の新規入国の一時停止の継続を決定しているところであり、今春入学予定の多くの外国人留学生の渡日に影響が出ると考えられます。つきましては、入学までの各種手続きや修学上の配慮措置等について、幅広く情報提供いただきますようよろしくお願い致します。

各大学等におきましては、当該地域から今春渡日予定の外国人留学生に対して本情報を周知するとともに、予定していた時期に渡日できない学生に対して、補講や履修登録に関する柔軟な対応（期間の延長等）、必要となる修学上の配慮措置についても具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供するよう、よろしくお願い致します（参照：「5. 履修登録等の修学上の配慮について」）。

なお、母国に一時帰国中等、今後、日本に再入国の予定がある外国人留学生に対しては、日本人学生同様、「1.（3）帰国後の検疫」等の防疫措置に関する周知及びルールの遵守に関する適切な御指導に御協力ください。

4. 外国人留学生への奨学金支給に関する取扱いについて

(1) 新たに渡日予定の外国人留学生

本年4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、所定の期間から遅れて渡日する場合や秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応することとします。

① 国費外国人留学生

4月渡日を予定している国費外国人留学生(※)については、以下の要件に該当する者に対して弾力的に対応します。

※ 国費留学生の新規渡日に係る取扱いについては、現在、関係省庁と協議中ですので、調整が整い次第、別途御連絡します。

表3：奨学金支給の弾力化（国費外国人留学生）

要件	対応
○ 渡日手段の喪失（航空便の欠航等）等の理由により、出身国・地域からの出発空港や渡日時の到着空港を変更する場合	使用空港・経路の変更を認める。 ただし、変更後の出発空港への移動費及び到着空港から大学等の所在地への移動費は支給しない。
○ 渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難等の理由により、4月1日～4月7日までの間に渡日ができない場合 （渡日は遅れるが、当初予定の学期から受け入れる場合）	4月中に渡日する場合は渡日旅費を支給する。また、国費留学生としての身分も喪失しない。 ただし、今後の水際対策及び新型コロナウイルス感染症の状況により5月以降の渡日旅費の支給の取扱いが変更になる可能性がある。
○ 留学生の教育・研究内容が遠隔授業等で実施できない場合	2021年度内に休学を希望する場合、休学した期間と同じ期間、復学後に給与の支給期間を繰り延べることができる。 なお、休学期間中の奨学金は支給しない。

※ いずれの場合も、新型コロナウイルス感染症に起因する理由によるものに限る。

※ 複数の要件に該当する場合は、各要件の対応をそれぞれ準用する。

※ 上記措置は令和3年度内に入学する場合に限る。

※ 大学推薦の国費外国人留学生について、受入を令和4年度に延期する場合は、奨学金を辞退のうえ、令和4年度受入の推薦において改めて受け付けることとする。た

だし、当該措置に伴う推薦枠の拡大については予定していない。

② 2021年度留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

学習奨励費受給者の推薦に当たっては、募集要項に記載する受給者の条件を全て満たしている必要がありますが、新型コロナウイルス感染症への日本政府の対応等のため一部の条件を満たすことが困難な場合は、独立行政法人日本学生支援機構において、以下のとおり特例措置を実施し、推薦を認めることとなっています。

取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

表4：奨学金支給の弾力化（2021年度留学生受入れ促進プログラム）

特例措置が認められる場合	特例措置を認める項目
○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難等の理由により、推薦締切までに渡日することができない場合	・ 在留カード番号の登録 ・ ゆうちょ口座番号の登録
○ 新型コロナウイルス感染症の影響による渡日の遅れ又は渡日後の待機等により、推薦締切までにゆうちょ口座を開設することができない場合	・ ゆうちょ口座番号の登録

（2）在籍中の外国人留学生への奨学金支給に関する取扱いについて

在籍中の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、2020年度に引き続き2021年度も自宅待機措置等により在籍確認ができない場合の特例措置を実施^{※13※14}します。

取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

※13 「新型コロナウイルス感染症に係る国費外国人留学生制度の取扱いについて（令和2年3月13日更新）」

（https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/kokuhi/_icsFiles/afieldfile/2020/03/13/kokuhi_corona0313_ver3.pdf）

※14 「2021年度新型コロナウイルス感染症に係る文部科学省外国人留学生学習奨励費に関する特例措置について（令和3年3月30日）」

（https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFi

5. 修学上の配慮について

予定していた時期に渡日できない学生や、2週間の自宅滞在が求められる学生については、入学手続きや履修登録におけるオンラインの活用等、柔軟な対応とともに、遠隔授業の活用等により、学生の学修機会の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、大学等の事情によりオンラインでの入学手続きや履修登録ができない場合は、期間の延長等に加え、補講授業の活用により、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり4月に入学等したものと取り扱うことは差し支えありません。

外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）」では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていませんが、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、本邦に在留する外国人留学生に対して遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があります。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではありません。

また、これまで令和2年12月23日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学修機会等の確保について」^{※15}等で累次にわたってお示ししてきている遠隔授業の実施に関する特例的な措置については、来年度も引き続き講じられることから、留学生への柔軟な対応等を図るため、文部科学省からの通知等を踏まえて、各大学等の状況に応じた修学上の配慮をお願いいたします。

加えて、多くの日本人学生が海外留学の一時中断、延期等を余儀なくされているところと存じますが、交流協定等を締結する海外大学等とのオンラインを活用した国際教育交流や学内外の外国人留学生との交流機会の提供等により、日本人学生の国際交流機会の確保のための工夫に積極的な取り組んでいただくようお願いいたします。

以上の事項について留意しつつ、必要な修学上の配慮について具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供いただきますよう、お願いいたします。

※15 「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学修機会等の確保について」（令和2年12月23日付高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf

6. 日本人留学生及び外国人留学生に関する危機管理体制の確保について

ガイドラインにおいて、緊急時の日本人留学生との連絡体制の確保等について各大学等に要請しているところですが、ガイドラインを参考に、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、学生の派遣等の際は、適切な危機管理体制の確保並びに必要な対応の検討をお願いいたします。

また、外国人留学生についても、ガイドラインを参考に、緊急連絡先の確保、派遣元大学等との情報交換、緊急時のワンストップによる相談窓口の確保や、文部科学省や保健所等の関係機関への連絡体制の構築等、危機管理体制について検討をお願いいたします。加えて、外国人留学生に対し情報を発信する際は、法務省「外国人生活支援ポータルサイト」^{※16}や各省庁ホームページにおいて多言語で発信しているもの等をご活用いただきつつ、日本語の理解が不十分である外国人留学生にも確実に伝わるよう、周知の工夫をお願いいたします。各大学に設置する相談窓口の他、「F R E S Cヘルプデスク」等、公的機関が設置する既存の相談窓口についても積極的に周知・活用ください。

※16 【法務省「外国人生活支援ポータルサイト」】

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html)

7. 日本人留学生及び外国人留学生への保険加入等の案内について

有効な保険が無い状態で、新型コロナウイルス感染症を含めた病気になり患した場合やケガを負った場合等の治療費は、国内外を問わず高額な出費となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、入院措置やそれに伴う医療費は原則として公費負担となる指定感染症に指定されています。これらを踏まえ、各大学等においては、ガイドライン等を参考に、大学等単位での保険の加入、日本人留学生の海外留学に対応する旅行保険等の加入、外国人留学生の国民健康保険の加入等、医療制度や保険制度等を踏まえた病気になり患した場合やケガを負った場合の対策を検討いただくとともに、学生へも広く周知いただくようお願いいたします。

また、外国人留学生については、言語の違い等により情報伝達が不十分であったり、受診行動の違いなども考えられることから、各大学等におかれましては、適切な感染予防策や医療機関へのアクセス等の基本的な情報が行き渡るよう配慮をお願いします。*

17

※17 【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症予防に係るポスター・リーフレットや地域別相談窓口（多言語）」】

(<https://www.c19.mhlw.go.jp/>)

○関連情報ホームページ

(文部科学省：新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

(外務省：在外公館リスト)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

(外務省渡航登録サービス(滞在期間3カ月未満：「たびレジ」、3か月以上：在留届))

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

(外務省：「たびレジ」登録サイト(「簡易登録」サイト))

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(法務省・出入国在留管理庁：「新型コロナウイルス感染症に関する情報」)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

【本件担当】

(日本人の海外留学・外国人留学生に関する事項全般について)

文部科学省高等教育局学生・留学生課政策調査係

代 表：03-5253-4111(内 3360 又は 3433)

(大学の修学上の配慮について)

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

代 表：03-5253-4111(内 3338)

(高等専門学校での修学上の配慮について)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

代 表：03-5253-4111(内 3347)